

「なら子育て応援団」奈良っ子はぐくみキャンペーン業務委託仕様書

1. 委託業務名

「なら子育て応援団」奈良っ子はぐくみキャンペーン業務

2. 業務目的

「奈良っ子はぐくみ条例」の基本理念に則り、社会全体で子育て及び父親の育児参画を応援する機運を醸成するため、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて消費が落ち込む中、県産品の販売を促進するため、インターネット通販サイトを活用した県産品を販売するECサイト（以下、「ECサイト」）を開設し、県内子育て家庭への電子割引クーポン（以下、「クーポン」）を発行するキャンペーンを実施することにより、「なら子育て応援団」の利用者登録を促進し、併せて県内事業者を支援する。

加えて、育児を積極的に行う父親等にクーポンを加算配付することにより、育児のための休暇の取得促進や、育児に関わる機会の増加など、男性の育児参画を推進する。

3 業務委託期間

契約締結日～令和6年3月20日（水）

4 委託内容

(1) 奈良県産品を販売するECサイトの開設、管理、運営

県産品を通信販売する「なら子育て応援団」奈良っ子はぐくみキャンペーン」を実施するためのECサイトを開設し、委託業務の実施期間を通じて管理、運営を行うこと。

- ア) ECサイト開設期間：令和5年10月頃から令和6年2月頃まで継続してECサイトを設置すること。詳細な期間は別途県と協議の上決定する。
- イ) ECサイト閲覧者、商品購入者、出品事業者等からの問い合わせに対応できる体制を整え、すべての問い合わせに対応すること
- ウ) 受託者は生産者・製造業者等との連携を図り、在庫数の管理、受発注処理並びに商品発送に関わる業務を円滑に行うよう努めること
- エ) 受託者が運営している既存のECサイトを活用してよいが、県と協議の上、下記「(3) 県産品の出品」において、新規出品事業者及び新規商品の掘り起こしを実施すること

(2) ECサイトにおけるキャンペーンの実施

ECサイト内において、奈良県に在住する子育て家庭が、通常価格からクーポンを活用して割引価格で県産品等を購入できるキャンペーンを実施する。

- ア) クーポンの割引方法及び額面
 - ・割引方法について、通常価格からクーポン額面を割引いて販売する。
 - ・クーポンは、その額面を使い切るまで1円単位で複数回利用できる場合や、その額面を上限として1回で使い切る場合など、割引方法を受託者

が提案すること。

- ・クーポン額面の総額は下記のとおりとする。
 - ① 18歳未満の子どもや妊婦がいる県内在住世帯
→4,000円/世帯×60,000世帯=240,000,000円
 - ② 3歳未満の子どもがいる、育児のための休暇取得や育児に積極的に取り組む父親（養育者含む）
→1,000円/世帯×5,000人=5,000,000円
 - ③ 3歳以上18歳未満の子どもがいる県内在住の父子世帯、または、18歳未満の子どもがいる母子世帯（いずれも養育者含む）
→1,000円/世帯×5,000世帯=5,000,000円
- なお、②または③のクーポンは、①のクーポンに対し加算して配付することとし、①と②、①と③のクーポン額面を合算することは可だが、②と③のクーポン額面を合算することは不可とする。
- また、②または③のクーポンのみ単独で配付することは不可とする。
- ・クーポンの利用方法等、詳細な取り扱いについては受託者が提案し、県と協議の上決定する。
 - ・ECサイト以外に利用できるクーポンは不可とする。

イ) キャンペーン実施回数・期間

- ・キャンペーンの実施回数は1回以上とし、実施期間については、県と協議の上決定することとする。

ウ) クーポンの利用対象及び配付方法

- ・クーポンを利用できる世帯は、「なら子育て応援団」ロゴマーク取得世帯に限ること。
- ・クーポンの取得回数は、上記ア)の①のみ、①と②の合算分、①と③の合算分のいずれか1つの取得を1回として、1世帯1回限りとする。ただし、割引原資に余剰が発生するなどした場合は、別途県と協議の上取り扱いを変更することがある。
- ・クーポンは、「なら子育て応援団」登録システムである（仮称）奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム（令和5年4月よりシステム構築開始予定）の利用登録者情報と突合し、「なら子育て応援団」利用登録者であることを確認したうえで配付する。
具体的な確認の方法については、県と協議の上決定する。
- ・クーポンは、世帯毎に異なるクーポンIDを発行する等、世帯毎に個別に配付すること。

エ) 不正取得の防止

- ・転売目的での大量取得、特定の個人への割引助成の集中、なりすましの防止、同一世帯内における複数回取得など、業務の目的に沿わない事案を防止するための所要の対策を講ずること。
- ・なりすましを防止するため、ECサイト内で、クーポン利用者が「なら子育て応援団」ロゴマーク取得世帯であること及び世帯において複数回クーポンを利用していないことをチェックする項目を設けるなど、対策

を講ずること。

(3) 県産品の出品

ECサイト内においては、主に県産品を販売することとする。なお、受託者が既にECサイトを運営している場合、事業終了後も継続して県産品の販売促進を図ることができるよう、新規出品事業者及び新規商品の掘り起こしを実施すること。

ア) 商品の選定方法

- ・下記ウ) 取扱商品の基準を踏まえ、ECサイト内において販売する商品を募集すること。商品の選定は、最終的に県が確認するものとする。なお、販売する商品の募集については、必要に応じて市町村から情報提供を受けることとする。

イ) 県産品販売数の目標

- ・目標：500商品以上、100事業者以上（下記ウ) 取扱商品の基準の①②に当てはまる商品）
- ・目標の達成度合いは委託料の支払に影響を与えるものではないが、委託業務の実施期間を通じて出品事業者・商品の追加、更新等を行い、販売商品数の目標達成を目指すこと。

ウ) 取扱商品の基準

①農林水産物（畜産物を含む）

- ・奈良県内で生産、収穫されたもの。
- ・奈良県外で生産、収穫されたものについては、商品の製造または加工の最終段階が奈良県内で行われており、かつ奈良県内で販売されているもの。

②農林水産物以外の商品（加工食品・非食品等）

- ・商品の主要な原材料が奈良県産であり、商品の製造または加工の最終段階を奈良県内事業者が行うもので、かつ奈良県内で販売されているもの。
- ・商品の主要な原材料が奈良県産であり、奈良県外の事業者により製造または加工された商品を奈良県内で販売されているもの。
- ・商品の主要な原材料が奈良県外産で、その製造または加工の最終段階が奈良県内で行われており、かつ奈良県内で販売されているもの。

③県産品ではないが対象とする商品

- ・子育て関連グッズ
- ・子育て家庭向けの体験型サービス
- ・上記に掲げるもの以外で、奈良県が必要と認めるもの。

④県産品であっても対象外とする商品

- ・本業務は子育てを応援する機運を醸成することが目的であり、酒やたばこ等、子育てとの関連性が薄い物品は対象外とする。

エ) 安全・安心事項等

- ・食品安全基本法、食品衛生法、JAS法（日本農林規格等に関する法律）、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法（医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法、JIS規格(日本産業規格)等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

- ・品質・衛生管理が適正に行われていること(確認の際に生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること)。
- ・PL保険等に加入または加入予定であり、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
- ・知的財産権の係争中でないこと。
- ・原材料産地証明がなされている、または産地表示が商品パッケージに記載されていること。
- ・発火、爆発等の危険性がないこと、また、異臭発生のおそれがないこと。
- ・公序良俗に反しないものであること。
- ・奈良県の風土や郷土または伝統、文化を感じさせるものが望ましい。

(4) プロモーションの実施

テレビやwebを使った県内向け各種広報を行うことにより、クーポンの取得及び利用促進並びに県産品の販売促進および県内事業者の新規商品の出品につながるプロモーションを実施すること。

広報の方法は提案によるものとし、奈良県と協議すること。

(5) キャンペーン事業を通じた社会全体で子育て等を応援する機運の醸成

キャンペーン事業の目的である「社会全体で子育て及び父親の育児参画を応援する機運の醸成」に資するような広報啓発を実施するため、県が募集する県民の子育てに関するエピソード(以下、「子育てエピソード」)を活用し、ウェブ上で掲載可能な広報媒体を作成の上、広報啓発を実施すること。

子育てエピソードは、本仕様書4(2)ア)の②または③のクーポンを加算して取得するための要件として、県が構築を予定している(仮称)奈良っ子はぐくみセーフティネットシステムにおいて、「なら子育て応援団」利用登録時に記入する300字程度の文章とし、各家庭(5,000世帯程度の規模)の日々の子育ての様子を表現した内容とする。

広報媒体に使用する子育てエピソードは、応募されたものから、県が10件程度選定する。

また、広報媒体の作成及び広報啓発の実施については、数コマの漫画やイラストに声を吹き込んだアニメーションなどを、(仮称)奈良っ子はぐくみセーフティネットシステムやSNS等のウェブ上で掲載する方法を想定しているが、具体的な実施方法は提案によるものとし、奈良県と協議の上決定すること。

5 業務の実施体制

- (1) 本業務の実施に当たり、十分な経験を有する業務全体を統括する責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表

を作成し、委託者へ提出すること。

- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。

6 業務報告

(1) 定期報告

「なら子育て応援団」奈良っ子はぐくみキャンペーン」の実施状況について、月次報告書およびキャンペーン期間に応じた定期報告書を提出すること。

- ・クーポンの取得及び利用状況
- ・ECサイトアクセス数
- ・商品の売上げ状況（出品商品ごと）
- ・その他奈良県が必要と認める事項

(2) 実績報告

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式は任意）を提出して検査を受けること。

事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務にかかる支出の費目別内訳
- ・各商品の販売数・販売額・口コミ評価等
- ・その他、事業実施の説明に奈良県が必要と考える資料
- ・委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出する。

(3) 納品場所

- ・奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課
〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁3階

7 委託料の支払い

割引原資にかかる委託料は、商品割引の実績額による支払いとする。ただし、受託者は奈良県に対し、委託料の概算払を請求することができ、割引の実績が概算払額を下回った場合は減額となるため、過大となる概算払額を県へ返還することとする。

8 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守しなければならない。
- (3) 重大事項により日程の変更が生じた場合は、その都度協議のうえ、作業を進めることとする。
- (4) 県との連絡体制

- ・受託者は、本調査業務の適切な実施のため、速やかに県と連絡調整を行い得る体制を整えるものとする。
 - ・受託者は契約締結後、速やかに業務の実施において事故等が発生した場合の連絡体制を県に報告するものとし、万が一これらの事態が発生した場合には、調査世帯等への影響を把握し、速やかに県に報告する。
- (5) 各業務上で必要となるアポイントメントや転載許諾、著作物の利用許諾など、全て受託者の責任（一切の費用負担を含む。）において行うこと。
 - (6) 本業務に関連して第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合で、当該申し立てが受託者の責めに帰すべき事由によるときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること
 - (7) 受託者は業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を委託することについて、本県の承認を得た場合はこの限りでない。
 - (8) 当該事業に係る関係書類は、善良な管理の下に、5年間保存しなければならない。
 - (9) 本仕様に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、受託者と県が協議のうえ決定する。

個人情報取扱特記事項

注)「甲」は「委託者」を、「乙」は「受託者」をいう。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙 2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。